

# SAGA2024国民スポーツ大会自転車（ロードレース）競技 リハーサル大会売店等設置要項

## 1 目的

SAGA2024自転車（ロードレース）競技会広報等実施計画に基づき、SAGA2024国民スポーツ大会自転車（ロードレース）競技リハーサル大会（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員等の大会関係者及び一般観覧者の便宜を図るとともに、佐賀県及び大分県日田市の特産品等を紹介・販売するため、売店等の設置及び運営について必要な事項を定める。

## 2 設置場所

売店等は、競技会場（オートポリス）に設置する。

## 3 設置期間

大会開催日である令和5年9月10日（日）とする。

## 4 開設時間

売店等の開設時間は、原則として8時から14時半までとし、後片付けの時間も含めるものとする。ただし、業務の実情に応じてSAGA2024実行委員会（以下「実行委員会」という。）が認めた場合に限り開設時間を変更できるものとする。

なお、7時半から14時の間については、競技のスケジュール上、売店等設置エリアへの車両の出入庫は原則不可とするため、準備の際は、7時から7時半まで、後片付けの際は、14時から14時半までの間に車両の出入庫を完了させること。

## 5 出店数等

出店数、出店位置及び出店規模は、実行委員会が申込状況や現地の状況等を勘案して決定する。

## 6 取扱商品及びサービス

売店等で取り扱う商品及びサービスは、以下の範囲内とする。

### (1) 国スポ関連グッズ

国民体育大会標章等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は実行委員会の使用承認を受けているもの。

なお、食品については下記（4）と同様の取り扱いとする。

### (2) 特産品等

佐賀県及び大分県日田市の特産品等（アルコール飲料及び危険物については実行委員会の特産品と認めたものに限る。）

なお、食品（アルコール飲料を除く。）については下記（4）と同様の取り扱いとする。

### (3) スポーツ用品

### (4) 飲食物（アルコール飲料を除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置が講じられ、法令等の規定に基づく表示がなされているものであること。

#### イ 現場調理品

売店等において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ営業許可施設において下処理されたものを、提供直前に加熱処理を行う程度とする。

- (5) 宅配便
- (6) その他実行委員会が特に必要と認めたもの

### 7 出店者の条件

出店者は、次のすべての条件を満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
  - ア 国スポ関連グッズ、特産品等、スポーツ用品、飲食物又は宅配便に係る関係団体等
  - イ その他実行委員会が認めた者
- (2) この要項で定める開設時間等を遵守できること。
- (3) 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- (4) 販売品目の販売において、申請時点から起算して過去1年以内に、法令等に違反して処分を受けていないこと。
- (5) 飲食物販売の出店者については、申請時点から起算して過去3年以内に、食中毒等における行政処分歴がないこと。
- (6) 佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第2条第4号に規定する暴力団等（以下「暴力団等」という。）ではないこと。
- (7) その他関係法令等に適合していること。
- (8) 実行委員会の指示に従うことができること。

### 8 保健所等への申請等

- (1) 飲食物を販売する出店者のうち、保健所に対して許可申請が必要な場合は、12に定める出店申請の前に競技会場を管轄する保健所に対し、申請予定の内容について、確認を受けなければならない。
- (2) 火気を取り扱う出店者は、13に定める出店許可を受けた場合、実行委員会が定める日までに競技会場を管轄する消防署に対し、必要な申請を行わなければならない。
- (3) その他、出店に際して関係法令等に定める必要な許可申請については、売店等の許可を受けた出店者が責任を持って行わなければならない。

### 9 経費の負担

- (1) 売店等の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、次に掲げる出店料を負担する。

出店料（1ブースあたり）	3,000円/日
--------------	----------

- (3) 前号の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者は、出店料を免除することができる。

この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店等出店料免除申請書（様式第5号）を実行委員会に提出し、免除の決定を受けるものとする。

ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等

イ 特産品のPR等公共目的を持って出店する国又は地方公共団体

ウ ア及びイに掲げるもののほか、実行委員会において特に必要と認めた者

(4) 販売行為を行う出店者については、別途オートポリスに対し、売上の10%を当日中に支払わなければならない。詳細については、直接オートポリスへ確認を行うこと。

## 10 出店の場所

売店等の出店場所は、実行委員会が指示するものとする。

## 11 出店者の募集方法

(1) 実行委員会が必要と認める売店等については、実行委員会から関係機関等に依頼し、出店者を募集する。

(2) 前項に定める売店等以外の出店者の募集については、実行委員会において出店者を公募する。

(3) 実行委員会は、出店の募集に際し、出店を申請する者又はその関係者が反社会的勢力であるかどうかについて、関係機関に意見を聞くことができるものとする。

## 12 出店申請

出店を希望する者は、実行委員会が定める期日までに次に掲げる書類を実行委員会に提出するものとする。

(1) 売店等出店申請書（様式第1号）

(2) 売店等従事者、搬入車両、持込備品一覧表（様式第2号）

(3) 誓約書兼承諾書（様式第3号）

(4) 保健所からの事前確認を受けたことが分かる書類、もしくは保健所が発行する許可書の写し（保健所への許可申請が必要な場合）

(5) 売店等出店料免除申請書（様式第4号） ※出店料の免除を受けようとする場合のみ

## 13 出店者の選定及び出店許可証の交付

(1) 実行委員会は、本要項に基づき、営業経験等を考慮し、出店が適当であると認めた者に対して、売店等出店許可決定通知書（様式第5号）を交付するものとする。

(2) 出店申請者数について、実行委員会が予定する出店数を超えた時は、出店内容や出店目的等を考慮し、実行委員会において優先出店者を選定し、これによりがたい場合は抽選により選定する。

(3) 出店者として選定されたものは、実行委員会が指定する期日までに指定する口座に出店料を振込むこととする。

なお、振込み手数料は、出店者が負担する。

(4) 既に納付された出店料は還付しない。ただし、実行委員会が特に必要と認めた場合は、こ

の限りではない。

- (5) 実行委員会は、売店出店許可決定通知書（様式第5号）に記載の条件を満たした者に限り、大会当日の出店を認めることとし、売店等出店許可証（様式第6号）を交付するものとする。
- (6) 出店を許可しないときは、当該申請者に対して、その旨を文書にて通知するものとする。

#### 14 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店等出店許可を取り消すことができる。

なお、この場合において出店者は実行委員会に対して損害賠償及び出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所等からの行政指導等があったとき。
- (4) その他、実行委員会が売店等の運営管理等において不相当と認めたとき。

#### 15 管理責任

売店等における販売品及び備品等の管理は出店者の責任とし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

#### 16 禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡又は転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り又は呼び込み販売をすること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理・加工等を行うこと。
- (5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が特産品と認めたものはこの限りではない。
- (6) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (7) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (8) 指定された目的や指定場所以外で火気を使用すること。
- (9) 会場施設の付帯設備（電源等）を使用すること。
- (10) その他、大会運営に支障があるような行為を行うこと。

#### 17 遵守事項

出店者及び従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 店頭の見やすい位置に、売店等出店許可証（様式第6号）を掲示すること。
- (2) 売店等及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは出店者で持ち帰り、常に環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示する

こと。

- (4) 売店等の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 販売品等の搬入搬出等に使用する車両には、実行委員会が別に交付する駐車許可証を掲示すること。
- (6) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 服装は、清潔で従業員であることが確認できる衣服を着用し、接客にあたっては、おもてなしの心で、親切、丁寧な対応を心がけること。
- (8) 飲食物を販売する場合は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。また、ブースの前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法を取り、ごみは出店者にて持ち帰ること。
- (9) 調理等に必要な電気、ガス及び水については、出店者で準備すること。
- (10) 出店に伴い、汚水等が発生する場合は、出店者の責任で適切に処理を行い、持ち帰ること。
- (11) 火気及び燃料等危険物を使用する場合は、消火器を設置すること。
- (12) 天候の悪化等の事情により、実行委員会が安全確保のためやむを得ず売店等の閉鎖や撤去等の指示を出した場合は、その指示に従うこと。
- (13) 従業員の変更、追加はやむを得ない場合を除き、原則として認めない。
- (14) その他、関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会の指示に従うこと。

## 18 売店等責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店等責任者を定め、売店等設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 出店者は、売店等責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店等責任者は、実行委員会の指示に従い、当該売店等の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店等責任者は、調理、保管及び販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従業員の指導に努めなければならない。

## 19 事故等発生時の対応

- (1) 売店等において、事件、事故等が発生したとき、売店等責任者は初期対応にあたるとともに、直ちに競技会場内に実行委員会が設置する実施本部（以下「実施本部」という。）に報告し、その指示に従うものとする。
- (2) 売店等において、不審者又は不審物を発見したときは、売店等責任者は直ちに実施本部に報告し、その指示に従うものとする。

## 20 損害賠償

出店者（従業員を含む。）は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

## 21 補填及び補償

- (1) 出店者は、出店者が当初に予定していた収益が得られなかった場合でも、その損害の補填や補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等、実行委員会が予測できない理由により出店が中止又は縮小になった場合でも、出店の準備に要した経費等（出店料を含む。）の補償を実行委員会に請求することはできない。

## 22 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実行委員会の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、これに要した費用を当該出店者に請求することができる。

## 23 個人情報の取扱い

売店等の従事者等の個人情報については、実行委員会が売店等設置運営のためにのみ使用するものとし、その他の目的には使用しない。

## 24 その他

この要項に定めるもののほか、売店等の設置運営に必要な事項は、実行委員会が別に定める。